

千葉県入札監視委員会平成22年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成23年1月24日(月)千葉県教育会館303会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 服部 岑生(千葉大学名誉教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成22年4月1日~平成22年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議期間中に17件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に6件(14者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

別 紙

意見・質問	回 答
<p>審議概要</p> <p>一般競争入札の目標数値はあるか。</p> <p>事後審査型で、談合情報があったため一般競争入札となったと説明を受けたが、詳細に説明を頂きたい。</p> <p>地域の違いや会社の違いはあったか。</p> <p>工種も違うのか。</p>	<p>県では平成 19 年 10 月から予定価格 5,000 万円以上のものは一般競争入札とし、今回は上半期分なので 142 件で、年間では 300 件強です。</p> <p>この 4 件はほぼ同様で、例えば 1 件目では、A という業者が、いくらで落札する予定という知りえない情報がありまして、調査委員会を開き「調査に値する」と判断し、その場合には、指名競争は一般競争にするというマニュアルを作っています。</p> <p>2 件目もやはり同じで、B 者がいくら位で取るという情報です。</p> <p>残りの 2 件も業者名と金額が入っている情報です。</p> <p>4 件とも会社は違います。</p> <p>1 件目は、排水管の工事。 2 件目は、海岸浸食の異型ブロックの設置工事。 3 件目は舗装工事。 4 件目は区画整理工事です。</p>

意見・質問	回答
<p>事案1 一般競争入札 【消防救急無線整備工事】</p> <p>総合評価技術審査会、総合評価学識経験者意見聴取、入札参加資格委員会一連の手続きがあるが、これは、個別の案件ごとにやるのか。</p> <p>提案を出してきた各応募者に対して審査をするということなのか。あるいは、一般的な手続きの中で実施するということか。</p> <p>今回は3者ということか。</p> <p>資格要件で、県の電気通信工事業者は何者あるのか。</p> <p>この要件に該当するものは全体で何者いるのか。</p> <p>結果として、3者は結構少ないように思う。もっと大勢の方に参加してもらうことで競争性が高まると感じる。</p>	<p>総合評価の学識と技術審査会は1件単位ごとに実施します。その中で、評価項目と、提案をどう評価するか2回行います。その結果をもって、学識経験者の意見を伺った後で評価するという手続きを踏んでいます。</p> <p>入札参加資格委員会については、各部署の入札参加資格委員会に入札参加資格の要件、業者の等級や、施工実績、監理技術者、主任技術者として従事した実績等に間違いがないかを確認をしたうえで、入札参加を認めるということを各部署ごとで実施しています。</p> <p>技術提案を求める公告を作成し、各者がその評価項目に対して提案し、その1者1者に対し、妥当性や、どういう評価になるかを判断しています。</p> <p>3者です。</p> <p>要件に該当するものは、国内で10者程度と見込んでいました。本工事はWTO案件で、海外からの参加も見込んでいましたが、結果的に3者のみの参加です。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>評価調書で施工計画が 24点ということになっているが、落札者は 17点、次点の者は 5点となっているが、この違いについて具体的に説明頂きたい。</p> <p>次点の者については、具体性が無いということだったのか。</p> <p>5点の中身は何だったのかを聞いているのであるが。</p>	<p>A者が 17点を獲得しています。本件においては工程管理に関わる技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見という提案を求めています。A者は、例を挙げての具体的な提案でした。また、施工対処方法についても今回具体的な提案のため 17点を与えています。</p> <p>本件においては、技術評価委員会の審査と学識経験者の意見を聴取し、この評価点を付けています。</p> <p>具体性の無いものでした。A者の施工計画が非常に優れていたということで 17点を与えています。</p> <p>中身に関しては、個別の評価内容について、規定により、中身に関しては答えることができません。</p> <p>失礼な回答で申し訳ありません。先生の質問に対しては、当たり前のことしか書いてなかったからということではないのですか。</p> <p>17点というのは具体的な記述があったからということをお答えください。</p> <p>個別の記述をそのまま公表してはいけませんが、例として回答してください。</p> <p>そういうことですね。(委員 そうです。)</p> <p>一般的に、市販の本から書き写したような一般論であるとあまり点数が良くないと思います。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>技術評価点と入札金額を含んだ開札調書ですが、これでは逆転はしない訳ですね。</p> <p>やっぱり、入札書記載金額どおりの順位となったということですが、県の総合評価の手続きによると逆転はしないような仕組みになったということですね。</p> <p>それは分かっている。</p> <p>入札価格が大きいときに割り算をすれば、当然評価値が小さくなり、全体的に小さい所にもっと小さくなっていく、その辺の考慮ができないのかちょっと気になる。</p> <p>全体額が、大きいとき 130点満点を固定しているわけだから、担当課の方ではどうしようもないわけだが、問題があるような感じがする。</p> <p>県としては、特に問題が無いという感じなのか。それとも具体的に問題が出てきた段階での対応するのか。それでは制度としてはどうかなという質問だと、私は委員が言っていると思うがどうなのか。</p> <p>この話は、複雑なので、ある程度の一定性が担保されてないといけない。なかなか難しくて議論のあるところだと思う。</p>	<p>最終的に評価値で落札が決まります。評価値は技術評価点を入札記載金額で割り、それを 1 より大きい数値となるよう桁を調整しています。A 者が 130 点という評価点を 億 千万円で割り、(ア) という数字になっています。その他の 2 者は、それより低い(イ)(ウ) という評価値で A 者が落札となっています。</p> <p>評価点を入札金額で割るという除算方式という手法ですが、これについては問題ないと考えています。例えば、ご指摘の入札金額が大きいものでしたら、もう少し違う評価ではないのかということであると思いますが、ただ、あくまでも比率ですので、それについて問題ないと考えています。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>設計金額は工事金額とは違うのか。</p> <p>わかりました。</p> <p>入札者について、A者とB者は資本、人的な関連会社(会社名より推定できる)としての位置づけがあるのか。</p> <p>制限をつけていないから問題ないのか、それとも、今後制限を付けないといけないのかということについて、何らか制限がある方が良いのではと考える。次の事案では、設計業者と建設業者と関連がある者は排除するという条件の設定をしたり、あるいは他の発注機関では同一案件について系列企業が競争入札に参加すると公正性が疑われるため、結果として経済性が阻害されることが論議されることがある。</p> <p>例えば、今回のこの事例により、今後、改善の考えがあるのか。</p>	<p>設計金額は、発注者が積算をして出た金額です。千葉県の場合は、設計金額、積算金額、予定価格はイコール(同じもの)としています。</p> <p>A者とB者は関連するグループ企業です。ただし、B者は昭和28年にA者から分離独立した企業で、各々特定建設業の許可を受けて本件の入札参加資格者名簿に登載のある企業です。当県では関連会社の排除規定はないので問題はないと考えています。</p> <p>設計した会社は、この工事内容に精通しており、設計した会社の制限を付けています。</p> <p>今回、この2者はそれぞれ建設業の許可を取り、経営事項審査を受け名簿登録しており、現在、県で規制はありません。</p> <p>委員がおっしゃるように、談合の温床になったりするのではということではあるのではないかと思います。企業が努力し体制を整えています。それを規制してしまうと経済活動の点で踏み込みすぎではないかと考え、今のところ検討はしてきていません。</p> <p>なお、国や他の自治体の状況を調べてみたいと思います。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>A者が良い技術点を取っているが、こういう設備を作ると必ずメンテナンスが将来問題になってくる。これまでも、この委員会でこの種のメンテナンスが随意契約という例が非常に多かったと思うが、特定の業者が、他の真似できないような技術を使い納品したとすると、将来的なメンテナンスという部分で、事実上、この入札によって、将来的にそこが独占的に有利な立場を獲得することになってしまう。あくまでも将来のことはわからないが、その辺のデメリットというのをこの件では感じた。</p> <p>現状アナログのシステムとの連動は、評価に何か組み込んであるのか。</p> <p>アナログとデジタルが違うのは私も分かっている。おそらく現状のアナログを作った者と、この入札で取った者は、勝手な判断ですが繋がりがあがる。それで随契という形が多いと思う。</p> <p>質問は、それを最初に設置した会社はどこですかという意味である。</p> <p>A者もあるんですね。</p>	<p>過去を見ても下水道の処理施設、電気、機械は、そういう傾向が強いです。ただ、今、国等も始めていますが、工事とメンテナンスと一括で発注することを始めていますので、そういうことも研究していきたいと考えています。</p> <p>既存のアナログ無線と今回のデジタル無線の共通点というのは特にありません。まったく新規の製品になっています。</p> <p>対象となるものは、31か所ありますが、それぞれ別の会社が請け負っています。どこのメーカーが何か所というデータは持っていません。</p> <p>A者もあります。それぞれの機関ごとに発注していますので、企業はそれぞれ別ということになります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>繰り返しになるが、総合評価でルールどおりやっていると思うが、なぜ 1者だけそんなに詳しく具体的に書けるのかが分からない。当然、提案者は誠意をもってやっているに決まっている訳で、やり方そのものの所をしっかりと書いてあったから良いということだったら誰でもできると思う。</p> <p>入札公告には、総合評価の項目が示されているが、ここでははっきりと具体的なことも入れてしっかりと書いてあり、施工のことについてもしっかりと書いている訳で、どうして書かないのかなと思う。書いていなかったから駄目だっていう道義的な問題で落とすのは分かるが、それらを発注課は説明をきちんとしているのだろうか。</p> <p>そこで落としてしまうのは良いようには思わない。</p> <p>施工計画の件で 17点と 5点、これだけで 12点の差があり、技術評価点が 130点で約 1割、入札金額に換算すると約 5億円の違いとなり、果たして、その施工計画の善し悪しに 5億円の違いがあるのか。</p> <p>総合評価の手続きに関して、もう少し啓発し、納得できるようにして頂くような方法はないか。</p> <p>総合評価については、問題になりそうな感じがある。トライアンドエラーで直していく形をお願いしたいと思う。</p>	<p>入札書の有効性が無いものが金額を表示せずに「無効」、入札書は有効とし入札金額が適正さを欠く場合が「失格」としてあります。</p> <p>総合評価の施工計画の評価の視点として、一般的には、仕様書に書かれていることを書いているのでは評価しないというスタンス、そして何をやるかをもっと具体的に書いてあるというスタンス、この 2点を視点として評価を進めています。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【幕張A地区住宅地海浜デッキ整備工事(下部工)】</p> <p>この案件だけ低入札で契約に至っているが、他の16件が契約に至らなかった理由を説明頂きたい。</p> <p>低入になると9割以上は落札できないのに、なぜ、あえて低入札にしてくるのか、その辺の事情が分かれば推察でも結構なので説明頂きたい。</p> <p>期日までに書類を出すのが難しいのか。それとも、低入調査になったら提出する気はないのか。</p> <p>あまり望ましい状態ではないし、このような事態が起きるのかよく把握できない。</p> <p>そんなに難しい工事ではないように思うので、提出しようと思えば出せそうな気がする。</p> <p>低入札調査は説明があったように下請企業との調整不足で、後になってそれを出せと言われたが出せなかったということか。</p>	<p>調査報告書の提出を求めています。記載内容に不備があって無効となったケースが多いと思います。</p> <p>報告書は4割ぐらいが未提出。例えば、関連企業に見積もりを取っていないために提出出来ないと推察されます。</p> <p>また、提出されたものについても見積書の労務配置者と内訳書との整合性が取れていないため、書類不備で無効となっています。</p> <p>具体的には把握していないので分かりません。</p> <p>ただ、すべて同じ形態かということ、別であると思います。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>ほとんどの会社が相当安い札を入れている。役所の積算の妥当性はどうか、もしかしたら過大積算というか、積算が甘いため結果的に低入札という事態になっているのでは。</p> <p>また、これまでの結果を精査し、ある種の色合いが出て、こういうことをフィードバックし、積算体系を見直すような手当てをやっているか。</p> <p>冒頭の挨拶で、建設業者の倒産が多いとのことだが、建設業者に対し、何らかの対策を考えたかどうか。</p> <p>建設業者に対し優遇、救済するにはどうしたら良いかということをおっしゃられたのではと理解したのだが。</p> <p>ありがとうございました。</p>	<p>積算の妥当性について、積算するにあたり、国の基準、労務費調査の結果をベースに、積算基準ができて、例えば労務単価については、公共事業費の労務費調査、また、歩掛りについても施工労務費調査、諸経費の動向調査、資材単価については価格調査等で単価を設定していますので、著しく高すぎるという結果ではなく、妥当なものだと考えています。</p> <p>ただ、企業間の取引上、例えば、付き合いのある取引企業だと安く早く入る、そういったことがあると思いますが、これについて、今後こういう調査を進めて決めていきたいと思っています。</p> <p>低入札対象者は(11者中)3者程度ということなので、極端に積算が違ってはいないと考えています。</p> <p>低入札調査は、著しいダンピングとか下請けいじめとかが起きる恐れがあることから調査しています。</p> <p>予定価格に対して一般管理費等を減らす等、低い価格で受注しています。このようなことでは建設業界全体が疲弊し、全体から見ても決して良いことではないのですが、こういう状況になってしまっています。</p> <p>最低制限価格や調査基準価格を全国的に合議のもとに少しでも上げていくことが必要であると思います。</p> <p>県としても、建設業界は災害対応等を含めて地域産業の基幹であり、優良な会社を育てようと考えています。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>県は低入札に対し、どういう方向性なのか。単純に同じものができるのなら、税金だからなるべく低入を生かす方向に持っていったらどうかという考えがあるし、もう一方では極端に安い値段でやってもらうのは決して望ましくないという制限的に考え、なるべく排除するという適正化の方にシフトした入札をお考えなのか、その辺のスタンスを教えてください。</p> <p>低入で契約に至らないケースが大半で、なぜそれが契約に至らないかということについて、業者さんの調査とかされていないのですね。調査表に 14項目ある。例えば、業者から見て 1から 14のなかで、何が一番ネックなのか、低入でも下請けいじめの判断が適正にできるのであれば、せっかく契約を取れるチャンスを手に入れたのに、なぜそのチャンスをみすみす手放してしまうのか、その原因がどこにあるのか、その調査が通らない、受けないということだが、なぜ調査を受けないのかということ、もう少し発注者側として調査してこの手続きの改善点みたいなものを検討してみると良いのではと思う。</p>	<p>スタンスとしては、低入だから絶対通さないとか通すとかではなく、やはり良いものができて、下請けや、社員に賃金のしわ寄せが無ければ低入で契約しても良いと思います。</p> <p>全体として考えていかないといけないなと思っています。</p> <p>この件について直接事情聴取をしましたが、確かに資料を作るのが時間的に大変だなという気がしました。併せて、一番のチェックポイントとして下請けとの契約がどうなっているのかを調査しました。</p> <p>落札者については、従前から付き合いのある下請けに一部安くやってもらえることがあり、本当にそういう契約ができるのかということの調査など、特に下請けに過大な負担を求めているわけではないと判断しました。併せて、自社管理の方で社内経費を一部下げ、どうしてもこの仕事をやりたいという意志のあらわれであるということで、今回大丈夫だと判断しています。</p> <p>現在の状況は、低入札で取ったとはいえ、現場代理人も常時現地におり非常に良くやっている状況で、頑張っている状況で、理解しています。</p>

意見・質問	回答
<p>事案3 指名競争入札 【かずさアカデミアパーク環境整備工事(生産2)】</p> <p>失格者が11者いるが、その内容を説明して頂けないか。</p> <p>不況によりというのは納得ができる。 本件は、既に12月22日に竣工されているが、施工中や施工後に何かトラブルや、支障、例えば、施工が悪いといった指摘があったか。</p> <p>予定価格は分かっていたのか。</p> <p>一般的に年度当初は仕事が少ないので、競争が激しいという言い方をされていますね。受注意欲があったのではということとは推測できるが、それにしてもちょっと多すぎるという気がする。</p> <p>設計図書の積算内容と業者が積算したものがどれだけ乖離があったのか、それが現場とどのように違っていたのか、乖離が大きい分だけでも調べていかないと同じようなことが次回も続いていくのではないかと思うが、本件について何か手立ては講じられたのか。</p> <p>指名通知書の中に最低制限価格を下回ったものは失格とします。と明記されているわけですが、これはどういう権限でこういうことができるのか。</p>	<p>本工事は、最低制限価格制度の対象工事で、最低制限価格を下回ったものが「失格」となっています。その理由としては、不況等の社会情勢により競争性が高くなったと考えています。</p> <p>発注自体は年度当初で、特にトラブル等は無く終わっており、下請けの方から県に対してクレームといったこともありません。</p> <p>発注自体が早かったが、少しでも早くこの区画を綺麗にして、企業誘致に繋げていきたいと考えたためです。</p> <p>はい。</p> <p>今回の工事はアカデミアパークという産業用地の中の一つの区画であり、周囲に住宅地等はありません。それから区画内のため、例えばアスファルト舗装をするにあたり、管を入れるとか、交通規制をかけるなどが無いため現場の管理費等、経費の考え方で競争原理が働いたと考えます。</p> <p>県の積算に関しては、基準に基づき適正に算定をしているので、おそらく特殊性があるとすれば、この工事の場所の特殊性によるものかと思っています。</p> <p>現在、県では、5千万円以上は低入対象で、5千万円未満は最低制限価格制度と分けています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>5千万円未満になると、これに明示された価格以下になれば失格となるのか。</p> <p>これは、再考の余地は無いのか。</p> <p>予定価格が低い場合は、失格にした方がダンピングが起こらなくて済むということか。</p> <p>分かりました。 ダンピングさせないということですかね。</p> <p>指名通知書で、価格がもうはっきり書いてある訳だから、例えば最低制限価格について説明書きがあり、計算方法も書いてあって、下回ると失格ですと、ここまで書いているので、本件の場合は幾らだと失格ですよと金額が明記してある訳で、無意味な入札はするなと業者に徹底した方が良いのではと思うが。</p> <p>直接工事費の 95%を下回ると失格なのか。</p>	<p>はい。</p> <p>以前は 2500万円以上が低入調査対象でしたが、経済対策で 5000万円以上を低入対象として引き上げています。当分の間は、このままで行くことになります。</p> <p>小さな金額ほど節約するものも少なく、大きな金額ではある程度企業努力する要素があります。</p> <p>最低制限価格は計算式のみで金額は明記していません。これで最低制限価格まで公表してしまうと各者がその額で入れ、くじ引きになってしまいます。やはり、ある程度自社で仕事の内容を判断し、それぞれ積算をし、それぞれ企業努力の中で価格を決める必要があると考えます。</p> <p>一つ前の案件は、1億円以上であり低入札調査の時には、それぞれ直接工事費や経費に率を掛けたものが下回ると失格となりますが、最低制限価格は、直接工事費の 100分の95、共通仮設費 100分の90、現場管理費 100分の70、一般管理費 100分の30を加えた額を下回ると失格になります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>前の案件で、直接工事費の 75%という数字が出ていたのですが、それは当然失格というのは分かるので良いが、この率は何を根拠に決めているのか。</p> <p>基準がある以上やむを得ないことだと思うが、これだけたくさん最低制限価格を下回っているのを、そのまま危ないという理由で失格にして良いのかという議論はあると思う。この工事は最低制限価格ぎりぎり各者が出来る仕事な訳ですよ。積算の能力が無いからこの金額を書いたとかちょっと計算を間違っただけで、それを1円でも下回ったら即失格として良いかどうか議論すべきではないか。</p> <p>積算の過程が大事だということは重々理解している。積算する過程がそういう能力があるかということを試すという意味では、不要なこととは思わないが、それでも失格となる者が、1者 2者ならまだわかるのですが、11者もいるということをちょっと重く受け止めた方が良いのではと考える。</p>	<p>この率は国の公契連モデルというのがあり、国の協議会で出した数字を使っています。</p> <p>国は実態調査をして、この額を下回れば品質や下請けに影響を与えるだろうという率を算出し、先ほどは、低入札価格調査制度でしたが、低入の調査基準価格の計算式と最低制限価格の計算式は同じ率であり、最低制限価格はこれを下回れば失格ですが、低入の方は調査基準価格があり、その下に失格基準価格があります。それが75%という数字であり、それを下回ると失格となります。</p> <p>例えば、1円下回ったらどうか、5円下回ったらどうかなど、発注者はスパッと一定の線で切らないと収拾がつかないと考えています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>この問題は、県が設定した予定価格は基本的に正しいという大前提があり、後は業者が何をどうしてもこれが正しいというのがある。そこから見るというスタンスだからこのように失格が出てしまう。</p> <p>例えば、フィギアスケートやジャンプのような採点競技は、一番上と一番下を採点から外して、中間の値から採点をしているが、入札も一番上と一番下はちょっとどうかかなと思うけど、合格の業者だけでもこの辺に集中しているとなれば、この価格は市場価格であっても全然おかしくないと思う。</p> <p>おそらくそれなりの統計資料に基づいて積算をしているのですが、その時々市場に合わせた市価というか、そういうのに一番敏感なのはたぶん業者であって、そういう業者が一者二者ではなく、多くの業者が同じところに札を入れているということから、それが県の予定価格と乖離していても、それは実勢価格が業者の数字にあるというように考えて良いのではないかな。その辺で今の考えを修正していく必要があると思う。</p> <p>入札監視委員会としては、県としての立場も、基準なり、ルールなりがあってもなかなか難しいというのは分かっている。</p> <p>私どもはそれ以上踏み込む訳にはいかない。</p>	<p>他団体では、最高額と最低額を弾き、平均価格を最低制限価格にしていたという例があります。ただ、全ての業者に良識があり、ほんとにこの金額であれば社員も下請けも泣かせない金額で入れて頂ければそれを市場原理として良いと思います。ただ、どんどん低く入れて自社は資本があり、他者が潰れるまでいくような業者がいると、どんどんダンピングで悪影響を与えてしまいます。我々は過度なダンピング競争による他への影響というのが心配です。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>入札参加者数を増やしてはどうか。</p> <p>6, 7年前の話になると思うが、入札参加者数を増やすということは、基本的に適正な入札をするには必要であると思う。今回は 18者、昔に比べたら増えたという印象はあるが、これは 18者のうち過半数の業者が最低制限価格以下で入れている訳で、これはちょっと違うのではという感じがする。各者が命がけでこんな数字を出してきたとは思えない。</p> <p>事務の効率性を考えると、ある種の割り切りが必要であると思う。</p> <p>ただし、この現象を次の契約にどのように反映させていくか、最低制限価格制度で全部切るのではなく、一つ一つ見ていく低入札調査制度をもっと広げていく方法や、現場ではどういうことが顕著に表れるか、もちろん年度当初というのは公共工事が少ないので、時期的なことなど、是非、次に方法を考えて頂けないか。</p> <p>効率性と実態のせめぎ合いだと思うが、効率性の所についてはとりあえず分かりますが、だから良いということではないと思う。</p> <p>今、委員がおっしゃられたように 18者中 11 者がというのはやや極端だなと思う。</p>	<p>確かに条件の設定自体が地元との調整不足により手続きがうまくいかず、その辺の条件の設定が違っていました。</p> <p>当初から十分な調整をしていれば設計の段階からこれを用いることができ、年度内に収まる工程が取れたと考えます。</p> <p>スタートの時点で発注者側がそれらを間違えてしまったと思います。</p>

意見・質問	回答
<p>事案4 指名競争入札 【千葉県立袖ヶ浦高等学校管理特別教室棟 教室改修建築工事】</p> <p>2者が辞退したということだが、辞退というのは、あらかじめ県に辞退するという届出を出すのか。それとも、入札をしなかったから辞退という取り扱いになっているのか。</p> <p>入札する気が無い業者は、辞退の届出を出してほしいという制度にはなっていないのか。</p> <p>入札参加者数の話だが、辞退がそういうことも有り得るのであれば、12者選定するときに、補欠の業者をいくつか選定しておき、辞退があればそこへ入れるとか、業者数の確保ということをやってみようという考えはないか。</p>	<p>今回は応札が無かったということです。</p> <p>事前に辞退届を出すような書式があるので、業者は知っていると思います。</p> <p>辞退の場合は届出があります。 何もなく入札しなかった場合は未入札です。</p> <p>失礼しました。辞退届は出ていました。</p> <p>入札は、指名通知を出した後、見積もりに一定の期間を与えることになっています。その辞退を届けた日がギリギリであると、見積もり期間の確保のためスケジュールが複雑になってしまうことから、今のところそういう考えは持っていません。</p> <p>ちなみにこれはいつ辞退届出が出ていますか。(事務局)</p> <p>入札日です。(発注機関)</p> <p>辞退があった日には、既に、他者は札を入れているということですよ。(事務局)</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>例えば、辞退するならもっと早く届出をするようにできないのか。</p> <p>先程のは 18者、これは 12者ですが、もっと資格のある業者はたくさんいる訳ですよ。事務的に可能な限り多くの業者に振った方が良いと思うので、せっかくのチャンスを辞退という形で、空いてしまうということは決して入札にとってプラスではない。指名業者は応札の義務が無い以上、その埋め合わせをどうするかを考える必要があるのではと思う。</p> <p>この件は、現実的にはなかなか当日辞退には対処しきれないと思う。</p> <p>私が気になるのは、なぜ辞退になったのかフォローアップしないといけない、例えば、この時期だから駄目だとか、当日ある種の事情で入札参加できないということで辞退になったのか、それによっては次の入札にはこの業者を指名しないとか、そういうことを含めてやっていかないといけないので、辞退のときに現象としての辞退ではなくて、なぜそうなったかということについて、少し踏み込んだ対応、次に生かせるようなシステムを考えた方が良い。</p> <p>例えば、B者がそういう事情だとすると次何ヶ月間は B者に対する指名を控えるとか実態としてはあったのか。</p> <p>契約者は袖ヶ浦高校なのか、県なのか。</p>	<p>辞退があった 2者について後日調査しており、A者は単価的に見合わなかったということが理由で、B者は当時民間の仕事を受けており技術者を回すことができなかったという理由で辞退しています。</p> <p>今回は学校での発注で、発注件数は今回1件だけで、その後については特に対応はしていません。</p> <p>学校長になります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>契約者は学校長とのことですが、そうするとどういう建物を、どういう感じにするのか、どういうものを採用するかについて、選択権や、自由な権限があるという仕組みなのか。</p> <p>指名業者は 12者だが、B等級業者はどの者か。</p> <p>落札者に B等級が入っているのですね。</p> <p>丙が落札者ですね。</p> <p>それから失格が B等級ですね。</p> <p>金額が低い方から 1,2,3番ですね。</p> <p>下から 1,2,3 金額としては、これは意味深である。</p> <p>単純な推理だと、もっと指名を増やせば落札価格が下がる。</p> <p>先程の案件は、皆 B等級ですよ、今回 Bと Cが混合の場合、特徴的なことはあるのか。</p> <p>この案件の問題というより、一般論として失格者から意見が出ているのか。</p> <p>最低制限価格の在り方について疑問視されるような注文は出ていないのか。</p>	<p>各学校にはかなり工事がありますが、工事をするしないの判断は、前年度に財務施設課の方で決定しています。発注は学校の方ですが、業者等については、財務施設課と学校で協議し業者等を選定しています。</p> <p>甲、乙、丙です。</p> <p>はいそうです。</p> <p>案件ごとに違うと思います。</p> <p>ただ、Cより Bの方が機動力があると思います。</p> <p>先程の案件の Bは、業種は土木で、これは建築になります。</p> <p>あつてはならないことですが、過去に積算ミスがあり、その時意見がありました。</p> <p>それはありません。逆に業界は、こういう過当競争になっているので最低制限価格をもっと引き上げてくれと、そういう要望は聞いています。やっぱり厳しい競争ということです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>意味が分からない。</p> <p>声の大きい会社が言っているということですか。</p> <p>小さい会社は言わないですね。上げたら入札できなくなるから。</p>	<p>各者仕事を取りたいので、取るためには最低制限価格ぎりぎりを狙って、他者よりも1円でも安く入れて取るうとする訳で、その価格をもっと引き上げてくれということ。</p> <p>いいえ、これは全般的な話であり、建設関連団体と意見交換会をしたときの話しです。</p> <p>小さい会社とかそういうのではなくて、全体的に率是一緒であり、発注する対象金額もそれぞれCクラス対象、Bクラス対象となっています。</p>

意見・質問	回答
<p>事案5 随意契約 【砂防改良（白狐川流路工）工事】</p> <p>平成 21年度内に全部終わるはずだったということだが、金額的でのプラスマイナスは無いのか。3月で打ち切り清算し随意契約で金額を決めて、21年度の落札のときの価格と、清算金額と随契の額を足したものはイコールなのか。</p> <p>工事を打ち切ったということは、年度が替わるから打ち切ったということなのか。</p> <p>年度末とかではなく、例えば 7月とか 8月とか年度途中であれば工期を伸ばすという形で、最初の入札金額で対応できたということか。</p> <p>年度が替わってしまった時には、工事は打ち切らなくてはいけないのか。</p> <p>予算の臨時措置として、明許繰越なり、事故繰りなりの役所の手立てができなかったのか。</p> <p>21年度の工事は十分な工期を取っていたのか、確かに 2月 3月に予想しえない降雨であったというが、仮にそうであったとしても、もっと早めに手当てをし、年度を越えるときにある種の予算的措置を取れなかったのか。</p> <p>気になるのが、前年度の工期というのはいつからいつまででこの者と契約をしているのか。</p>	<p>全体と今回の契約を合わせると、差し引きゼロになりますが、若干の変更要素があり、工事量も若干増えており、この部分がプラスになっています。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>はい。そのとおりです。</p> <p>予算の会計年度の取扱いの中で、その辺の手続きを怠ってしまったため、そういう形で打ち切りをしました。</p> <p>前の工期は平成 21年 10月 27日に契約し、翌 22年 3月 25日の工期で、この工期の算定については、標準的な工事の算定方法で積み上げた日数に応じた算定で、適正な工期が取れていると考えています。</p> <p>予算の繰り越し等の手続きについて、委員のおっしゃるとおり、その辺の手続きを怠ったためにこのような事態になってしまいました。今後は、繰り越し等の予算措置を取り、こういう事態が無いようにしたいと思います。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>3月 25日からこの契約日となる 5月 28 日の間の現場の管理というのは、誰がどのようにやっていたのか。そこにある種の費用は発生しているのか。</p> <p>3月に打ち切った時には、少なくとも残工事があった訳ですから、前契約に基づく残額は返還されたのか。</p> <p>その金額と今回の契約金額はどのくらい違うか。</p> <p>見積書や委任状に さんというのが代理人に名前が出ているが、これは社内の人なのか。</p> <p>委任を決めてこの人が見積書を出したということですが、この必要性はどこにあるのか。</p> <p>見積もりは A者(会社名)が行ったのは駄目なのか。それは形式的に客観性が無いとか問題があるのか。</p> <p>A者(会社名)の名前を出してはいけないのか。わざわざ出しているのだからちょっと疑問が生じたのだが。</p> <p>代表者がちゃんとしていなかったのか。それは分からないのですか。</p> <p>そうですか。</p>	<p>現場の管理は、県が責任を持って管理していました。新たな費用は発生していません。</p> <p>はい。</p> <p>打ち切り段階で完成部分を清算して、完成していないものは清算していません。</p> <p>金額的には、清算した金額と今回契約した金額を足すと、全体の元工事の契約金額に等しい金額になります。</p> <p>この方は事務の方だと思われるが、取扱い上、事務の方が委任されて見積書を提出しています。</p> <p>この方は社員の方で、代理人として A者(会社名)が行ったということになります。</p> <p>一般的に入札等する場合は、代表者が取扱者に委任しています。代表者が直接の場合もあります。</p> <p>そういう訳ではありません。この方にたまたま代表者が委任したものと思います。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>この件だけではないが、審議事案概要に随契の一覧があるが、県としては何らかのコンセンサスによるものは随契でやる、そういう認識にがあるのか。ほとんどが改修、修繕、改良、付帯工事、防止工事といった、改修とか修繕という工事名であるが、その辺の考えを伺いたい。</p> <p>入札に適さないということについて、具体的な工事種類というものを教えてください。</p>	<p>県の随契ですが、250万円未満の工事は少額随契、入札に適さない2号随契、緊急性を要するものが5号、現地が施工中や経済的なものが6号、少額随契以外は入札に適さない等の理由に該当する場合は随契としています。</p> <p>この一覧に載っている2号随契の詳細が分かりませんが、例えば、ガスの工事は、ガスの資格を持っている者しか出来ないなどです。</p>

委員講評

今の状態の善し悪しや改善余地など、依然として不透明なままである。

低入札で、本当に企業の実態というのはどうなのか。実際にはどういう意志で低入札を出してきているのか。判断によるミスだけでは考えられないということを感じた。

事務局へのお願いですが、失格、辞退の件数という情報を加えて頂きたい。

(事務局回答：検討させて頂く。)

総合評価が公正であるのか不透明な部分もある。

低入札について、本当に低入札なのか、それが妥当な価格なのか、積算が高いのか、まだ過渡期で経験が少ないので、低入札の落札者からの情報、失格となった者の情報がどうかを聞いたうえで、役所側の積算として反映できるかどうか、まだまだ定着していないものだから改善の余地がある。

県のみならず全体としての契約制度の見直しに繋げるような資料みたいなものを模索するようなことも必要ではないか。同じようなことを私達はいつも感じており、どうも釈然としない、良いとか悪いとかではなく、少なくともしていないのなら指摘を次のステップに生かしていくような方法を講じて頂ければと感じる。

結局、低入札では調査基準価格を下回ってはほとんど契約に至らない、つまり低入札が現実問題機能していない。全国的にそうなのかを知りたい。都道府県別に低入札が契約に至る率がどのくらいになるのかそういうのを知りたいと思う。

指名停止が6件、この件がどうしてこの期間なのかというのがよく分からない。一度、指名停止の制度について全般的なレクチャーをして頂きたい。

失格者、辞退者の発注課で聞いておられる事情を、建設・不動産業課で常時収集してはどうか。もちろん自由記入というよりも、それぞれ委員が言われるような問題点があるかどうかということを調査されたらどうかと思った。

総合評価のシステムそのものが、まだ我々にはどうも透明には見えない。そのためある意味疑義を持っており、そのあたりをもう少し透明合理化されるべきではないか。

総合評価の技術評価点の130点とか100何点というのはどのくらいの効果を持つものか。もっと透明にしないと金額とは違うものがでてくる可能性がある訳で、今の段階ではあまり効果が無く金額ベースで決まっている。もう少し有効なものであるとういう触れ込みで来ていると思うので、効果を含めた全体的なご意見をその時に頂けると良いと思う。

総合評価や最低制限価格に他の委員と同様の意見を持った。新聞には、こういう時代なので業界を生かし、救済しろという発想が出てきているが、安い方が良いという単純な哲学、そういうものとの整合性が揺らいできており、入札監視委員会もどういった視点で議論したら良いかということを感じている。